

平成22年国勢調査第2次試験調査の実施方法等（案）

1 調査の目的

この試験調査は、平成22年国勢調査の実施に先立ち、平成22年国勢調査第1次試験調査結果を踏まえた調査方法、調査事務の再検討及び調査項目の設定の検討を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 検討事項

(1) 調査方法

ア インターネット回答の方法

イ 調査票提出の周知方法の差異による調査票の回収状況

ウ フォローアップ回収における調査員の配置方法の差異による調査票の回収状況

エ 調査票配布時の不在世帯への訪問回数の上限設定が調査票の回収状況等に与える影響

オ 世帯に対する調査票の提出促進のための方策（「調査票の提出はお済みですか」（確認状）の配布時期の変更、調査票未提出世帯からの調査票の回収（以下「フォローアップ回収」という。）期間における調査員訪問の周知強化等）

カ 学校の学生寮・寄宿舍における調査票の配布・回収状況

(2) 調査事務

<市区町等>

ア 調査票の回収状況の把握・管理の方法（郵送及びインターネットによる回収状況を国で一元的に把握・管理して市区町に情報をフィードバック）

イ 世帯からの調査票の郵送提出先の一元化等に伴う、調査票審査、速報人口・世帯数集計の方法等

ウ 調査員の調査区番号・世帯番号の記入漏れ防止策及び記入漏れの補筆方法
<指導員>

エ 世帯名簿及び調査区要図の照合検査並びに世帯名簿の清書の状況

オ 調査票未提出世帯の特定及び調査員への指示の状況

<調査員>

カ 調査票の配布、当初回収、フォローアップ回収等の状況

キ 世帯名簿にプレプリントされたIDに対応する調査票の世帯への配り分けの状況

ク 調査票の配布・当初回収とフォローアップ回収の調査員が異なる場合の調査の実施状況（世帯の受け止め状況）

(3) 調査票の記入状況

ア 調査項目の変更に伴う記入状況等

イ 調査票及び「調査票の記入のしかた」のワーディングの変更等による調査票の記入状況

ウ インターネット回答における電子調査票の回答状況等

エ 「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」の選択肢の統一（一般地域用・大都市用調査票）の可否及びオートコーディングの可否

3 調査の時期及び日程

(1) 調査の時期

調査は、平成20年6月13日（金）午前零時現在によって行う。

(2) 調査の日程

都府県・市区町事務打合せ会

(市区町・都府県)

平成20年5月中旬

指導員・調査員事務打合せ会

(市区町・指導員・調査員)

5月下旬

調査地域の確認（調査員）

6月2日（月）～ 6月4日（水）

調査票の配布（調査員）

6月5日（木）～ 6月12日（木）

調査期日

6月13日（金）

調査票の当初回収（調査員）

6月13日（金）～ 6月19日（木）

調査票の郵送提出期限（世帯）

6月19日（木）

インターネット回答期限（世帯）

6月19日（木）

「調査票の提出はお済みですか」（確認状）

の配布（調査員） 6月19日（木）～ 6月20日（金）

調査書類の指導員への提出（調査員）

6月20日（金）

世帯名簿・調査区要図の検査及び世帯名簿

（ノンカーボン用紙）の清書（指導員） 6月20日（金）～ 6月24日（火）

調査票の回収状況の把握・管理

及び受付状況リストの出力（市区町） 6月25日（水）～ 6月26日（木）

調査員回収分の調査票の提出（指導員）

6月26日（木）

受付状況リストと世帯名簿の照合（指導員） 6月26日（木）～ 6月27日（金）

世帯名簿上のフォローアップ回収対象世帯

の特定（指導員） 6月26日（木）～ 6月27日（金）

調査員へのフォローアップ回収の指示

（指導員） 7月3日（木）～ 7月4日（金）

フォローアップ回収（調査員）

7月4日（金）～ 7月13日（日）

世帯からの調査票の最終提出期限（世帯）

7月13日（日）

世帯名簿別調査対象数リストの作成

(指導員)	7月14日(月)～7月15日(火)
調査票の提出状況の最終把握(市区町)	7月16日(水)～7月17日(木)
調査票等の審査(市区町)	6月中旬～7月下旬
調査書類審査会(市区町・都府県)	6月下旬～7月上旬
市区町別速報人口・世帯数の審査(市区町)	7月下旬～8月上旬
指導員・調査員報告会 (指導員・調査員・市区町・都府県)	7月中旬
都府県・市区町報告会(市区町・都府県)	8月上旬
調査書類の総務省統計局への提出(都府県)	8月上旬

4 調査の地域

(1) 市区町

岩手県北上市、東京都豊島区、神奈川県横浜市、富山県高岡市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、鳥取県米子市、高知県佐川町、長崎県佐世保市の9市区町とする。

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成17年国勢調査調査区の中から地域特性を考慮して選定する280調査区とする。

調査区は、総務省統計局が指定する地域特性に該当する調査区を市区町が選定し、総務省統計局において他の統計調査の調査区との重複排除の調整を行った上で、総務省統計局長が決定する。

【特別区、政令指定都市及び特例市】

	建物1棟でいくつかの調査区を構成しているオートロックマンション(8調査区)	ワルマンマンションなど単身者が住する住宅の多い地域(8調査区)	一戸建の多い地域(8調査区)	共同住宅の多い地域(8調査区)
特別区 政令指定都市	東京都豊島区(人口:約25万人)			
	神奈川県横浜市(人口:約358万人)			
	大阪府大阪市(人口:約263万人)			
	兵庫県神戸市(人口:約153万人)			
特例市	長崎県佐世保市(人口:約25万人)			

【他の市町】

	一戸建の多い地域(16調査区)	共同住宅の多い地域(16調査区)
市部	岩手県北上市(人口:約9万人)	
	富山県高岡市(人口:約17万人)	
	鳥取県米子市(人口:約15万人)	

	一戸建の多い地域(12調査区)	共同住宅の多い地域(12調査区)
郡部	高知県佐川町(人口:約1万人)	

5 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

6 調査項目

(1) 調査票により、次の項目を調査する。

なお、調査区ごとに、調査票のレイアウトが異なる2種類のOCR(光学式文字読取)調査票(甲・乙)(資料2-2及び資料2-3)を配り分ける。

ア 世帯員に関する事項(15項目)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名 | (ケ) 在学、卒業等教育の状況 |
| (イ) 男女の別 | (コ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (サ) 所属の事業所の名称及び事業内容 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (シ) 本人の仕事の内容 |
| (オ) 配偶の関係 | (ス) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (セ) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地 | |

イ 世帯に関する事項(5項目)

- | | |
|-----------|---------------|
| (ア) 世帯の種類 | (イ) 住宅の建て方 |
| (イ) 世帯員の数 | (オ) 住宅の床面積の合計 |
| (ウ) 住居の種類 | |

(2) 今回の試験調査における検討事項について、より客観的な検証を行うために、世帯アンケート(資料2-5)により、次の事項を把握する。

- ア 調査票の提出方法について
- イ 調査項目の定義及び記入方法について
- ウ 国勢調査について
- エ 記入者の属性について

7 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局 - 都府県 - 市区町 - 指導員 - 調査員 - 世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

ア 調査員は、所定の調査票配布期間に世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布する。

なお、世帯が不在等で世帯と面接できない場合は、日・時間を変えて訪問することとし、その訪問回数の上限を3回とする。この訪問回数内に世帯と面接できない場合は、調査票を郵便受けに入れるなどして配布する。

イ 調査票の提出は、郵送提出、調査員への提出、インターネットでの回答又は市区町への持参によることとし、調査区ごとに次の二つの周知方法のいずれかで実施する。

新たな提出方法の強調周知型

調査票配布時に世帯に配布する調査書類により、郵送による提出を基本とし、希望する場合には調査員への提出、インターネットによる回答や市区町への持参も可能であることを周知

第1次試験調査の周知方法とほぼ同様

多様な提出方法の並列周知型

調査票配布時に世帯に配布する調査書類により、調査員への提出のほか、郵送による提出、インターネットによる回答や市区町への持参も可能であることを周知

ウ 調査票の当初回収期間に、上記「新たな提出方法の強調周知型」の方法による調査地域の調査員は、調査票配布時に調査員に調査票を提出したいとの申し出のあった世帯を訪問し、調査票を回収するとともに、それ以外の世帯に対して、所定の期間に「調査票の提出はお済みですか」(確認状)を郵便受けに入れるなどして配布する。

また、上記「多様な提出方法の並列周知型」の方法による調査地域の調査員は、当初回収期間中に全世帯を訪問し、郵送提出、インターネットによる回答や市区町への持参を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収するとともに、調査員が調査票を回収した世帯以外の世帯に対し、所定の期間に「調査票の提出はお済みですか」(確認状)を郵便受けに入れるなどして配布する。

エ 調査票の当初回収期間内に調査票が提出されていない世帯があった場合、調査員は、指導員からの指示に基づき、次の方法によりフォローアップ回収を行う。

【フォローアップ回収の方法】

- フォローアップ回収は、調査票が提出されていない世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する方法で行う。
- 調査票が提出されていない世帯が不在等で面接できない場合であっても、再三訪問して世帯との面接に努める。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、「調査票提出のお願い」(督促状)及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。
- なお、フォローアップ回収については、調査区ごとに次の二つの調査員の配置方法のいずれかで実施する。

フォローアップ回収事務調査員継続型

調査票を配布・当初回収する調査員がフォローアップ回収事務を継続して行う。

第1次試験調査のフォローアップ回収の方法と同様

フォローアップ回収事務調査員縮小型

調査票の配布・当初回収及びフォローアップ回収の双方の事務を行う調査員が、調査票の配布・当初回収を担当した調査員の受持ち調査区についても、フォローアップ回収事務を行う。

オ 調査員は、調査票提出済みの世帯には、フォローアップ回収期間に『世帯アンケート』を郵便受けに入れるなどして配布し、記入依頼を行う。

また、調査票未提出世帯については、当該世帯から調査票を直接回収した際に『世帯アンケート』を配布し、記入依頼を行う。なお、調査票未提出世帯が不在等で、最終的に調査票の回収ができない場合には、『調査票提出のお願い』(督促状)及び調査票等とともに、『世帯アンケート』を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

(3) 申告の方法

申告は、世帯主(世帯の代表者を含む)又は世帯員が調査票及び世帯アンケートに記入することにより行う。

8 調査の主要事務

(1) 都府県の事務

- ア 指導員・調査員の任命及び総務省統計局への報告
- イ 調査の実施状況の把握
- ウ 世帯名簿及び調査区要図等の調査書類の審査
- エ 調査書類の提出
- オ 調査の実施状況等の記録及び提出

(2) 市区町の事務

- ア 指導員・調査員の選考・推薦
- イ 指導員・調査員事務打合せ会の開催
- ウ 指導員・調査員への実地指導及び調査の実施状況の把握
- エ 調査票の回収状況の把握・管理
- オ 調査書類審査会の開催及び調査書類の審査
- カ 市区町別速報人口・世帯数の審査
- キ 調査書類の提出
- ク 指導員・調査員報告会の開催
- ケ 調査の実施状況等の記録及び提出

(3) 指導員の事務

- ア 指導員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 調査員への実地指導
- ウ 調査区要図と世帯名簿の照合検査
- エ 世帯名簿の清書
- オ 調査票未提出世帯の特定及び調査票未提出世帯の調査員への指示
- カ 世帯名簿別調査対象数リストの作成
- キ 調査の実施状況等の記録及び提出

(4) 調査員の事務

- ア 調査員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 調査地域の確認及び世帯リーフレットの配布
- ウ 調査対象の把握及び調査書類の配布
- エ 調査票の回収
- オ 「調査票提出の確認状」の配布
- カ フォローアップ回収（「フォローアップ回収事務調査員縮小型」の方法による調査地域の調査員のうち、調査票の配布・当初回収のみを担当する調査員は除く）
- キ 調査書類の整理及び提出
- ク 調査の実施状況等の記録及び提出

9 結果の検討

結果の検討は、次により行う。

- (1) 調査員は、世帯別に訪問・面接状況、調査票の配布・当初回収状況、フォローアップ回収状況等を記録する。
- (2) 指導員は、調査員へのフォローアップ回収指示の状況等を記録する。
- (3) 総務省統計局、都府県及び市区町の職員（以下「調査関係者」という）は、調査員と共に実地に巡回し、その状況を記録する。

- (4) 市区町は、調査関係者の出席の下に、調査書類審査会を開催し、審査状況等を記録する。また、調査関係者の出席の下に、指導員・調査員報告会を開催し、指導員及び調査員から調査状況、意見、感想等を聴取する。
- (5) 市区町は、指導員・調査員指導、調査票の回収状況の把握・管理、調査票未提出世帯の指導員・調査員への指示及び調査票の審査等の調査事務の状況を記録する。
- (6) 都府県は、市区町における指導員・調査員への指導状況、調査票未提出世帯の指導員・調査員への指示状況及び調査票の審査等、調査の実施状況全般について記録する。
- (7) 総務省統計局は、調査終了後、調査関係者の出席の下に、都府県・市区町報告会を開催し、調査の実施状況等について報告を得る。
- (8) 総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計するとともに、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。

10 その他

統計報告調整法による統計報告の徴集として実施（世帯アンケートを含む）

平成22年国勢調査第2次試験調査 事務日程表(案)

	5月		6月			7月			8月
	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
統計局	事務打合せ会 開催	指導員・調査員 事務打合せ会 出席		郵送提出調査票の受付、OCR入力、 記入不備のあるデータの送付	調査書類 審査会出席		指導員・ 調査員 報告会 出席	調査員回収、市区町持参、 フォローアップ回収調査票 の受付、OCR入力	事後 報告会 開催 調査書類 受領
都府県	事務打合せ会 出席	指導員・調査員 事務打合せ会 出席			調査書類 審査会出席		指導員・ 調査員 報告会 出席		事後 報告会 出席 調査書類 受領、 提出
市区町	事務打合せ会 出席	指導員・調査員 事務打合せ会 開催		調査票の審査、世帯照会 受付状況リストの出力	調査書類 審査会開催		指導員・ 調査員 報告会 開催	市区町別速報人口・ 世帯数の集計・検査	事後 報告会 出席 調査書類 提出
指導員	指導員・調査員 県へ推薦			名簿・要図検査 名簿の清書	調査員回収分の調査票の提出 受付状況リストと世帯名簿との照合 世帯名簿上のフォローアップ回収 対象世帯の特定		指導員・ 調査員 報告会 出席		
調査員		指導員・調査員 事務打合せ会 出席	調査区確認・ 「お知らせ」の 配布 (6月2～4日)		(世帯)調査票の提出(6月13～19日) 調査票の当初回収(6月13～19日) 確認状の配布(6月19、20日) 世帯名簿等の提出	調査員に対するフォローアップ 回収対象世帯の指示	世帯名簿別調査対 象数リストの作成	調査員回収、市区町持参、 フォローアップ回収調査票を 提出	調査書類 提出
			調査票の配布 (6月5～12日)			フォローアップ回収 (7月4～13日)			

調査日 (6月13日)